

まるやま友の会の会則を充分お読みいただいた上、お申し込みください。

まるやま友の会<ジョイサークル>の会則 株式会社 まるやま友の会

クーリング・オフ規定

まるやま友の会<ジョイサークル>入会お申し込み日から 8 日間以内なら無条件で「契約の解除」ができます。

第 1 条 名称等

本会の名称はまるやま友の会<ジョイサークル>と称します。

本会は、東京都板橋区宮本町 4 7 番地の 5 所在の株式会社まるやま友の会が運営します。

第 2 条 目的

本会は、株式会社まるやま 株式会社ジョイフルまるやま をご愛顧くださる会員によって組織され、お買い物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第 3 条 特典

- 会員はボーナス等の特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込み中の会員に限ります。

第 4 条 入会、積み立て方法及び領収書の発行

- 本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書で、お申し込みいただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立とします。下記の積立コース一覧にて積立コースをご確認ください。なお、会員お一人様のお申込はひと月に 1 コース（各月 1 コース×12ヶ月の最大 12 コース）、口数は 99 口までとします。
- 契約成立後、第一回目の会費から下表に記載されている内容に基づき本会へ預金口座自動振替でお払い込みください。なお、お払い込み途中でのコース変更、口数変更はできません。
- 会費は預金口座自動振替いたしますので、預金口座振替規定をご承諾の上、所定の用紙でお申し込みください。なお、会費の預金口座自動振替日は、原則として毎月 26 日とします。
- お払い込みの領収書の発行は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。
- 銀行等金融機関への預金とは異なり、お払い込みされた会費には、利息は発生いたしません。

積立コース一覧

コース名	契約金額	毎月の会費	ボーナス	満期時 受取額	積立の期間 及び回数
2,000 円	24,000 円	2,000 円	2,000 円	26,000 円	1 ヶ年 12 回
3,000 円	36,000 円	3,000 円	3,000 円	39,000 円	1 ヶ年 12 回
5,000 円	60,000 円	5,000 円	5,000 円	65,000 円	1 ヶ年 12 回
7,000 円	84,000 円	7,000 円	7,000 円	91,000 円	1 ヶ年 12 回
10,000 円	120,000 円	10,000 円	10,000 円	130,000 円	1 ヶ年 12 回

第 5 条 会員証カード(会員証・お買物カード)

- 約成立とともに会員になられた方には会員証カードをお渡しします。会員証カードは会費の完納および満期後、所定の手続きにより、第 8 条に定めるお買物カードとしてご利用ができるようになります。また、会員証カードは、商品等とお引替の際及び各種特典をお受けになる際ならびに各種手続き等に必要となりますので大切に保管してください。なお、お渡しした会員証カードは他人への譲渡はできません。
- 会員証カード(会員証・お買物カード)の盗難、紛失、及び破損の場合にはお申し出により所定の手続きをとって、会員証を再発行いたします。その場合、再発行 1 件につき 600 円（諸経費、消費税含む）の手数料をいただきます。また、その場合には旧会員証・お買物カードは無効とします。

第 6 条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員証カードのほか会員ご本人を証明するもの（運転免許証・健康保険証・パスポート等）の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等、本会が定める書類をご提出していただきます。

第7条 住所変更等の届出

入会の際に届け出た住所、預金口座の変更、及び改姓等についてご変更があった場合は、速やかに友の会事務局まで届け出てください。この届け出が無い場合には、友の会事務局への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出が無い場合には、会員証兼お買物カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合もありますので、ご注意ください。

第8条 会費完納と友の会お買物カードとしてのご利用手続き等

- (1) 会費完納は、毎月の会費を積立期間の最終月まで毎月継続して、契約金額にいたるまで払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。積立期間の最終月に満期のご案内をご自宅に郵送いたします。
- (2) 会則による会費納入及び満期後の取り扱いは、会員証カードをお積立総額にボーナスを加えた合計金額相当なお買物カードとしてご利用できるようにいたします。
- (3) お買物カードは、会費完納及び満期後1ヶ月以内の一定日以後に所定の手続きにより、ご利用可能となります。なお、お買物カードは他人への譲渡はできません。会員ご本人の改名以外の名義変更はできません。また、商品にお引換するまで盗難、紛失等には充分にご注意の上大切に保管してください。万が一災害等の場合は、その理由が正当かつ妥当なもの認められる場合に限り、所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。

第9条 商品引き換え等

お買物カードをご提示頂ければ、株式会社まるやま、株式会社ジョイフルまるやま（ジョイフル恵利）、各店における取扱商品等のうち、お買物カードの金額(ご利用開始後はカード残高の範囲内)に相当する商品等とお引換します。ただし、次の商品等はお引換え時にご利用除外となります。商品券、各種ギフト券類、金・銀・白金等、各種チケット類。

第10条 会員の個人情報の利用等

- (1) 本会は、本会則に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員等あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報[ご入会の際に届け出いただいた氏名、住所、年齢、生年月日、会員番号、契約コース、お買物カードの利用状況等に関する情報]を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集、利用します。
- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社まるやま 株式会社ジョイフルまるやま 株式会社東西貿易 株式会社健康社 及び有限会社MOCは会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が、不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。
また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第11条 解約等

(1) この契約は、会員の申し出により、解約することができます。

- 1) 積立期間満了前(積立中及び積立金完納分払い出し前)の場合には、会員の選択によりすでにお払い込みの積立金に相当する額をお買物カードへ登録または現金を本会から受領することができます。
- 2) 積立期間満了後(会費完納分払い出し後)の場合には、会員の選択によりすでにお払い込みの積立金の額からそれまでに商品等にお引換えされたボーナス部分を含むお買物カード残高を差し引いた現金を本会から受領することができます。従ってボーナス部分を享受できないこととなります。

なお、上記 1) または 2) による解約に伴い、本会から現金を受領される場合には契約の締結及び解約等のために通常要する費用として一回の手続きごとに解約の口数に関係なく 1,000円(振込手数料実費、書類郵送料、消費税含む)を控除させていただきます。

- (2) 会費のお払い込みについて、本会の定める期間(お払い込み期日より3ヶ月)を超えて延滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めてその払い込みを书面にてご催告したにもかかわらず、その期間内にお払い込みがなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認(第6条参照)のため、会員証・お買物カード、印鑑が必要となります。

第12条 解約に伴う会費の精算

(1) 会員が前条(1)および(2)により解約されたときは、(1)の解約の申し出の日又は(2)の期間の終了の日から45日以内に会員の選択によりすでにお払い込みの会費に相当する額のお買物カード又は手数料1,000円を控除した現金を受領することができます。なお解約に伴う会費の精算を請求する権利は、その事由が生じた日から5年間請求がない場合には消滅します。

(2) 会員が前条(3)により解約されたときは、延滞なく、すでにお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない友の会お買物カード、及びその額に法定利率を乗じた額の合計額を友の会事務局から受領することができます。

第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当する商品等にお引換えされていない友の会お買物カードの合計額の1/2に相当する金額について、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金により前受金保全措置を講じています。

営業保証金(及び前受業務保証金)

東京法務局 東京都千代田区九段南 1-1-15

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会事務局まで直接お問い合わせください。

(2) 会員は、すでにお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない友の会お買物カードの額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第14条 営業地域

本会の営業地域は全国を対象とします。

第15条 友の会に関する相談窓口

本会に関する各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせや苦情等は友の会事務局にて承ります。

株式会社まるやま友の会事務局

TEL:03-3967-8152

東京都板橋区宮本町47番地5号

許可番号 経済産業大臣許可 友第3068号

この会則は、平成25年10月01日から適用します。